

専決処分の報告について(青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事)

令和3年2月10日(水)  
 総務企画常任委員協議会  
 (総務部契約課)  
 資料

1 工 事 名 青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事 (令和2年第2回定例会議決)

<工 期> 令和2年6月27日から令和3年3月31日まで

<相手方> 株式会社盛興業社 代表取締役 盛 勝昭  
 (青森市奥野一丁目1番13号)

2 変 更 内 容

改修工事に当たり、屋根・外壁下地部分において、設計時の想定を上回る劣化の進行等が確認できたことから、補修工事が増工となり、変更契約を行ったものである。

3 変 更 契 約 額

当初契約額 163,680,000円(税込)

変更後契約額 179,949,000円(税込)

変更契約額 16,269,000円(税込) (当初比9.94%の増)

4 専決処分日 令和3年1月27日

○地方自治法

[議会の委任による専決処分]

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分手項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。  
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分が議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの  
 二~八(略)

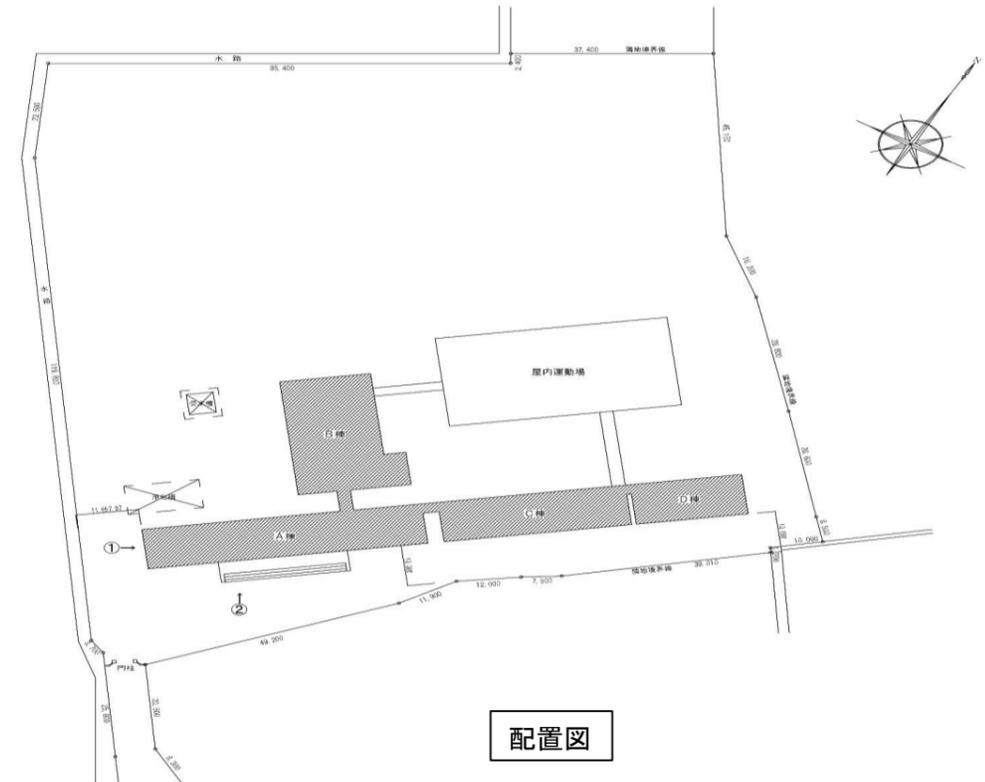
【工事概要】

工事場所：青森市浪館前田三丁目23番1号

建築一式工事

屋根改修工 屋根改修面積：1,519㎡(板金)、433㎡(防水)

外壁改修工 外壁改修面積：4,491㎡



配置図



屋根下地



外壁下地



案内図

## 変更内容の内訳について(青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事)

《増工となる内容及び数量等》

### 1 屋根改修工

	内容	変更金額(税込)
1	屋根鉄板葺き改修工事	292,900円
2	屋根防水改修工事	1,459,900円
	小計…①	<u>1,752,800円</u>

### 2 外壁補修工

	内容	変更金額(税込)
1	外壁ひび割れ等欠損部及び鉄筋露出部補修	11,554,200円
	小計…②	<u>11,554,200円</u>

### 3 発生材処分等

	内容	変更金額(税込)
1	発生材積み込み・運搬費	114,100円
2	発生材処分費	42,500円
	小計…③	<u>156,600円</u>

### 4 共通費

	内容	変更金額(税込)
1	共通仮設費	385,100円
2	現場管理費	817,200円
3	一般管理費	1,603,100円
	小計…④	<u>2,805,400円</u>

《増額となる契約金額》

上記、①+②+③+④ = 16,269,000円の増額となった